

別記5

1 事業実施主体

鳥取県内の指定訪問看護ステーションであって、在宅医療推進に向けた訪問看護体制の強化を図るために、次の事業を実施する事業所とする。

(1) 訪問看護ステーション機能強化推進事業

機能強化型訪問看護管理療養費1または2を算定することを目的に、令和5年7月1日以降に、以下のアからエに掲げる全ての事項を実施する事業をいう。ただし、機能強化型訪問看護管理療養費1を既に算定している事業所及び機能強化型訪問看護療養費3の算定を目指す事業所は、本事業の対象外とする。

ア 新規に常勤看護職員を雇用すること。

イ 本事業を活用し、訪問看護を行うために必要な車両や医療機器等の設備を新規で整備すること。

ウ 本補助金の交付申請後、当該事業所に勤務する看護職員が訪問看護に関する研修を受講するよう努めること。

エ 本補助金の交付申請後、看護学生の実習受け入れを行うよう努めること。

(2) 職場環境改善による訪問看護職員定着促進事業

訪問看護ステーションにおける訪問看護職員の定着を促進することを目的に、現に雇用している看護職員の産前産後休業、育児休業及び介護休業（以下「産休等」という。）の取得にあたって、令和5年7月1日以降に新規に代替看護職員を雇用する事業をいう。

2 補助対象経費等

補助対象経費、基準額及び補助率は次表に定めるとおりとする。

1 区分	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
訪問看護ステーション機能強化推進事業	(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1または2を算定することを目的に、新規に雇用する常勤看護職員の人件費（補助対象期間は継続する12か月を限度とする。ただし、その期間が年度をまたぐ場合は、その期間が属する年度ごとに申請する。）	1事業所あたり 4,000千円	1/2
	(2) 訪問看護を行うために必要な車両、医療機器等の設備整備費 ※設備の価格は1品につき100,000円を下限とする。 ※車両整備は、現有車両の買替えではなく、増車に該当し、かつ、増車が必要なことに合理的な理由がある場合に限る。 ※当該車両の取得に要する経費のうち、自動車税、自動車重量税、保険料（自賠責保険料を含む。）及びリサイクル料金（シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金）は補助対象外とする。	1事業所あたり 2,000千円	2/3
職場環境改善による訪問看護職員定着促進事業	現に雇用している看護職員の産休等の取得にあたって、新規に雇用する代替看護職員の人件費。なお、1事業所につき、産休等を取得する看護職員1名に係る代替職員分のみを補助対象とし、当該産休等取得職員の代替として複数名の職員を雇用した場合であっても、1日あたり実人数1名分を申請の限度とする。（補助対象期間は継続する12か月を限度とする。ただし、その期間が年度をまたぐ場合は、その期間が属する年度ごとに申請する。）	1事業所あたり 1,985千円	1/2